

## 入札説明書

松山市では、市有財産を有効に活用し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ると同時に経費削減及び歳入を確保するため、「自動販売機の設置場所貸付に係る入札」を実施する。入札に参加する者は、この入札説明書をよく読み、次の各事項を承知したうえで参加するものとする。

### 1 入札に付する事項

(1) 市有財産に自動販売機を設置するための「売上手数料」

(2) 貸付場所及び貸付面積

財産名称	所在地	設置箇所	台数	貸付面積
松山市北条斎場 貴船苑	松山市安岡乙 1 1 - 2	待合ロビー北側	1 台	1,200mm × 800mm = 0.96 m <sup>2</sup> 程度

※設置箇所については、別紙を参照のこと。

(3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(ただし、令和13年3月31日までは、自動販売機の必要性及び利用状況並びに設置事業者の管理運営状況等を勘案して、支障がないと市長が判断する場合は毎年度更新するものとする。その後は、更新なし。また、貸付期間の始期については、別途相談に応じる。)

(4) 貸付条件等

別添仕様書による。

### 2 入札参加資格

「自動販売機設置事業者募集要項 2 入札資格要件」をすべて満たし、審査の結果、入札参加資格を認められたものが本件入札に参加することができる。なお、入札参加資格を認められていないものは、入札に参加できない。

### 3 入札の辞退

(1) 入札参加資格結果通知を受けてから、入札書を提出するまでに入札を辞退する場合は、書面で募集要項6の提出場所（保健所生活衛生課）に提出（郵送または持参）すること。なお、書面についての書式は問わないが、申請者の

住所（所在地）、名称又は商号、代表者食氏名及び辞退理由を記載し、押印のうえ、提出すること。

(2)入札書を提出した後は、入札の辞退を認めない。

(3)入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではない。

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

入札名：自動販売機設置（松山市北条斎場貴船苑）

日時：令和8年3月23日（月）10：00から

場所：松山市保健所 2階 会議室

#### 5 入札方法等

(1)入札書に記載する数字と割合

①入札書に記載する数字は整数（小数不可）とし、割合の単位は「%」とする。

②売上手数料には、「消費税及び地方消費税」を含むものとする。

(2)代理人による入札

代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

(3)その他

提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引換え又は撤回することはできない。

#### 6 入札保証金

免除する。

#### 7 無効な入札等

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1)入札に参加する資格がない者がした入札

(2)同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理人の場合も含む。）

(3)委任状を提出しない代理人のした入札

(4)不正行為による入札

(5)入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

(6)記名押印を欠く入札及び割合を訂正した入札

(7)入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

(8)申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

(9)その他入札に関する条例規則に違反した入札

8 落札者の決定方法

落札者となるべき者が2者以上あるときは、抽選で決定する。

9 契約

(1)別添契約書(案)のとおりとする。

(2)落札者は、令和8年3月31日(火)までに契約書に記名押印のうえ印紙を貼付して募集要項6の場所に提出する。なお、印紙代は落札者の負担とする。

(3)落札者が契約を締結しない場合(上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。)には、当該落札は効力を失う。

10 その他

本書に定めのない事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、松山市契約規則、松山市財務会計規則の定めるところによる。